

労働衛生管理水準のレベルアップを

愛知労働局長 新宅友穂



全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第64回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところです。今年度の全国労働衛生週間は、

「健康管理を進める 広げる 職場から」

をスローガンとして10月1日から7日まで全国で展開されます。愛知県における業務上疾病の発生は、減少傾向にありましたが、最近はやや増減を繰り返し、年間400人前後で推移しています。昨年は350人と前年と比べ26人(6.9%)の減少となりました。これは、非災害性の腰痛、じん肺症及びじん肺合併症等が大幅に減少したためですが、災害性腰痛は、減少傾向になく、未だ業務上疾病全体の約6割を占めているため、今後一層対策を強化する必要があります。

また、愛知県における定期健康診断の有所見率は上昇傾向にありました。が、昨年は49.9%と前年比0.4ポイント減と7年ぶりに減少しました。しかしながら今もって、約半数の労働者が何らかの所見を有し、中でも脳・心臓疾患につながる恐れのある血圧等の項目の有所見率が高いなど職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していただくとともに、労働者が自発的に健康管理に取り組むよう健康教育をお願いします。

昨年、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明し、愛知労働局管内においても本年1名の方が労災認定されました。化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に問わず、化学物質を取り扱うすべての事業場におかれましては、有機溶剤中毒予防規則等の関係法令の遵守やがん原性指針に基づく対策の実施はもとより安全データシート(SDS)等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底を図ってくださるようお願いいたします。

さらに全国の自殺者は、平成24年は15年ぶりに3万人を下回りましたが、約2500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていますし、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、また、精神障害等による労災申請件数が増加していることから、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みが重要となっています。さて、平成25年度から平成29年度までを計画期間とした「第12次労働災害防止推進計画」がスタートしましたが、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、化学物質対策、腰痛・熱中症予防対策、過重労働対策、受動喫煙防止対策を掲げ、さらなる健康確保対策等の推進を図ることとしていることから、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着手し、労働者の健康を確保する必要があります。

また、本年度においては、全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、労働者の健康確保について、改めて徹底を図ることとしています。

～ 政省令改正のお知らせ ～

1, 2-ジクロロプロパン

特化物として規制

愛知労働局健康課

1, 2-ジクロロプロパンが、発がん性のある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加された。また、一定の従事要件に該当する場合、健康管理手帳の交付対象となるなど、政省令の改正がなされ、一部を除き本年10月1日から施行されます。

詳しくは、厚生労働省化学物質対策課、愛知労働局健康課（☎052-972-0256）、または名古屋北労働基準監督署（☎052-961-8654）にお問い合わせください。

胆管がん

あなたの近くに、胆管がんの方はいらっしゃいませんか？

愛知労働局労働基準部労災補償課

仕事が原因で胆管がんを発症したと認められた場合、労災保険給付が受けられます。

胆管がんの発症や死亡から、長期間経過している場合も、労災として認定される可能性があります。

※平成25年3月14日までは、仕事を原因とする胆管がんによる労災保険の請求権の時効は進行しないことになっています。

特に次のような方はご注意ください。

- ◆過去に印刷機の洗浄・払拭作業のように、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン等※を用いた溶剤に高濃度でばく露した方
- ◆若くして胆管がんを発症した方（胆管がんは通常、高齢者に発症が多いとされる疾病です）

※1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンとは溶剤、洗浄剤等に使用されている塩素系有機溶剤です。なお、具体的な商品名ではありません。

…… 労災補償のご相談は ……

愛知労働局労働基準部労災補償課

（名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎2号館 ☎052-972-0261）、
名古屋北労働基準監督署（☎052-961-8655）へ。

労働衛生管理活動を的確に推進し健康確保のため対策の徹底を図るには、経営トップの強い決意とリーダーシップのもと、衛生管理者、産業医、衛生委員会等の労働衛生

管理体制の確立が重要であり、労働衛生管理水準を着実にレベルアップしていかなければなりません。そのためには、リスクアセスメントを中核とする労働安全衛生マネジ

メントシステム（OSHMS）を導入することが有効です。まだ導入されていない事業場におかれは、導入に向けて早急な取り組みをお願いします。

全国労働衛生週間を機に、経営トップ、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的な取り組みにより、労働者の心と体

の健康が確保され、働きやすい快適な職場環境が実現されるよう祈念します。